

各高齢者施設・住まい } 開設法人代表者 様
各介護保険事業所 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助の施設内療養を行う介護施設等への更なる追加補助の対象期間延長について (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃からご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金について、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置（以下「緊急事態措置等」という。）を実施すべき区域とされている間、要件を満たした上で施設内療養を行う高齢者施設等へ追加補助を行うこととしておりますが、この度、緊急事態措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和 4 年 4 月末まで追加補助の対象とすることとしましたので、お知らせいたします。また、国 Q&A 集も更新されましたので、合わせてご確認くださいようお願いいたします。

1 改正内容 ※赤字部分が今回の改正内容です。

○施設内療養者 1 名につき、15 万円

(15 日以内に入院した場合は、施設内療養期間に応じ 1 万円/日を日割り補助)

○まん延防止等重点措置区域等 (※1) の施設等であって療養者数が一定数を超える場合(※2) 施設内療養者 1 名につき 1 万円/日を追加補助 (現行分とあわせて最大 30 万円) (※3)

(※1) 令和 4 年 3 月 21 日時点でまん延防止等重点措置等を実施すべき区域とされている都道府県については、まん延防止等重点措置等を実施すべき区域から除外された場合であっても、令和 4 年 4 月末日までは追加補助の対象とする。

(※2) 追加補助の要件：以下の①②いずれも満たす日について、施設内療養者* 1 名につき 1 万円/日を追加補助

① 当該介護施設等が所在する区域において、緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が適用されている期間中である。

② 小規模施設等 (定員 29 人以下) にあつては施設内療養者*が 2 名以上、大規模施設等 (定員 30 人以上) にあつては施設内療養者*が 5 名以上いる。

*施設内療養者は発症後 15 日以内の者とする。

(※3) 追加補助の限度額は、小規模施設等 (定員 29 人以下) は 200 万円/施設、大規模施設等 (定員 30 人以上) は 500 万円/施設 (ただし基準単価の範囲内)

2 要綱等掲載場所

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 19. 補助金・助成金等

→ 令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保事業費補助金

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=1101&topid=28>

3 申請方法

申請方法に変更はありません。

4 その他

令和3年度末に新型コロナウイルス感染症への対応が発生した場合でも、申請を受け付けておりますので、まずにご相談ください。

問合せ先

電話 (045)210-1111

(総合事業)

企画グループ 内線 4838

(介護老人福祉施設、短期入所、養護、軽費)

福祉施設グループ 内線 4853

(介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム)

保健・居住施設グループ 内線 4856

(通所系、訪問系、多機能型)

在宅サービスグループ 内線 4840